

# 新城市における担い手確保・育成の取組

～就農支援は関係機関が一つになって～

地宗紀良（東三河農林水産事務所田原農業改良普及課、  
前・新城設楽農林水産事務所農業改良普及課）

【平成25年8月19日掲載】

## 【要約】

中山間地域の新城市では新規就農者はほとんどいない。そこで、新規参入者やUターン者を積極的に受け入れ、地域の担い手として育成するため、関係機関の役割分担を明確にした就農支援体制を整備した。

平成24年度からこの体制により、就農支援を行った結果、平成26年度からの就農に向けて3名の新規就農者が公社での農業研修を開始した。また、平成25年8月からは、65歳以下の小規模経営希望者を対象とした農業塾も始まり、就農支援や技術習得支援等、多様な担い手の確保・育成に向けて総合的な取組が進んでいる。

## 1 はじめに

新城設楽農林水産事務所農業改良普及課（以下、「農業改良普及課」という。）では、新規参入希望者等に対し、就農相談、就農計画の作成支援や就農後の生産技術指導等を実施している。

しかし、就農にあたり、技術・知識の習得、資金、農地、住居の確保等、新規参入希望者が解決すべき課題は多く、農業改良普及課だけの支援は難しい。そのため、市町村や農協等関係機関の協力が必要であるが、連携体制が整っておらず効率が非常に悪かった。

この課題を解決するため、新城市においては農業関係機関による就農支援体制整備により、関係機関が連携し、新規参入希望者等に対する支援が始まっている。今回はその取組を紹介する。

## 2 就農支援体制整備に向けて

### （1）背景

新城市は平成17年10月に旧新城市、旧鳳来町、旧作手村が合併した。市内の農家数3,332戸（2010年農林業センサス）のうち、専業農家は174戸で年々減少しており、過去5か年の新規就農者数は約3名/年程度で、地域農業を維持するには、できるだけ多くの担い手確保が急務である。合併前の旧作手村には新規参入者受入制度が整えられており、就農支援における関係機関の役割分担が決められ、この制度を使って新規参入者を受け入れた実績がある。しかし、市町村合併によりこの制度は廃止された。

そこで、平成23年度に新城市役所（以下、「市役所」という。）が中心となり、農業改良普及課、愛知県新城設楽農林水産事務所農政課（以下、「農政課」という。）、愛知東農業協同組合（以下、「農協」という。）、財団法人農林業公社しんしろ（現公益財団法人農林業公社しんしろ、以下、「公社」という。）が集まり、新規参入者への就農支援のあり方を検討した結果、関係機関の役割分担を決め、再び就農、技術習得支援体制を整えることになった。

## (2) 計画策定の経緯

平成23年度に就農支援体制整備に向け、関係機関の担当者によるプロジェクトチームを結成した。支援体制を検討するため、農協の生産部会を対象にアンケートを実施し、新規参入者受入に関する農家の意向や就農希望者の技術習得研修受け入れ可能者等を把握した。そのアンケート結果を基に、相談から就農開始までの流れ、関係機関の役割分担、農業研修等の概要を計画案として作成した。

この案を関係課長で構成される会議に諮った後、新城市長の承認を受け、平成24年2月に「新城市担い手確保育成支援計画」が作成され、市の農業推進計画を定めた新城市農業基本計画（平成24年度～平成28年度）に明記された。

## (3) 支援体制の概要

就農希望者に対する就農までの関係機関の役割分担を明らかにし、関係機関が一体となり支援できる体制を整備した。役割分担は表1のとおりである。主に農地、住居の確保は市役所と公社、技術習得支援を公社、農協と農業改良普及課が担当する。

表1 関係機関の主な役割分担

|               | 新城市役所<br>農業課 | 愛知東農業協同組合 |      | 農林業公社<br>しんしろ | 愛知県新城設楽農林水産事務所 |         |
|---------------|--------------|-----------|------|---------------|----------------|---------|
|               |              | 営農センター等   | 生産部会 |               | 農政課            | 農業改良普及課 |
| 農地・住居の確保      | ◎            | ○         |      | ◎             |                |         |
| 施設・機械の確保      | ○            | ◎         |      |               |                | ○       |
| 資金の確保         | ◎            |           |      |               | ○              | ◎       |
| 技術習得研修<br>の実施 |              | ◎         | ◎    | ◎             |                | ◎       |
| 就農後の支援        | ○            | ◎         | ○    |               |                | ◎       |

主な流れは、各機関が窓口として就農相談を受け、①関係機関相の情報共有。②市役所、公社が中心となり、就農希望地区の状況、農地、住居を紹介（写真1）。③就農希望者と関係機関担当者との個別面談会で家族構成、資金や就農意欲等を聞き取り。④面談で得た情報を基に関係機関内で審査会を開催し、受け入れの可否決定。⑤受入決定者には原則研修を受けさせ、就農させることとしている。また、市役所が主となり、県内外の就農相談会に参加し、積極的に就農希望者を募集していくことになった。



写真1 住居の現地説明会

### 3 取組状況

関係機関の就農支援内容を明確にしたことで、就農相談の段階から計画的に支援が実施できるようになった。アンケートで新規就農者の必要性が高いと回答した作手地区を最初のモデル地区として、主要品目の夏秋トマト経営での新規参入者を募った。県内外の就農相談会への参加や関係機関のホームページ等で募集し、現地説明会を2回開催した結果、出席者12名のうち、県内の非農家3名が平成26年度の就農に向けて平成24年度に公社での農業研修を開始した。研修は、公社での実習の他、農家研修、関係機関による講義、他地域農家視察等を実施している（写真2）。

また、平成25年度からは小規模経営希望者の育成を目的に、しんしろ農業塾を開講している。農業塾修了生等に対しては、農地貸借時の下限面積20～40aの設定を3aに緩和する等、多様な担い手の確保・育成に向け、総合的な取組が始まっている。



写真2 農業改良普及課による講義の様子